

国立大学法人大分大学知的財産ポリシー

令和6年3月26日制定 全部改正

大分大学知的財産ポリシー（平成16年3月17日制定）の全部を改正する。

国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）は、「地域の知の拠点」として、法人における「知」の創造及びその成果を積極的に人類社会に還元すること、すなわち「社会性の向上」を通じて、社会の発展及び人類の福祉の向上に貢献します。

そのために、

第1条 知的財産は、知的資産・知的財産・知的財産権から構成されることを念頭に、それぞれの権利者を明確にした上で、特性に合わせた利活用及び管理を行います。

第2条 法人の中期目標・中期計画と連動した知的財産戦略を策定し、責任を持って知的財産の適切な保護及び管理並びに積極的な活用を行います。

第3条 新産業及び革新的技術の創出、地域社会における問題の解決等に結びつく知的創造活動を行い、知的財産の創出及び活用を推進します。

第4条 大学発ベンチャーやスタートアップの創出の支援等、時代からの要請及び時代の変化に対応した知的財産の社会実装のための活動を支援します。

第5条 知的財産の創出及び活用にかかる諸問題の発生を未然に防止し、知的財産の創出及び活用につながる知的創造活動を支援します。

第6条 知的財産に関する専門知識を理解し、知的財産を創出及び活用できる人材の育成を図ります。

付 記

このポリシーは、令和6年3月26日から施行する。